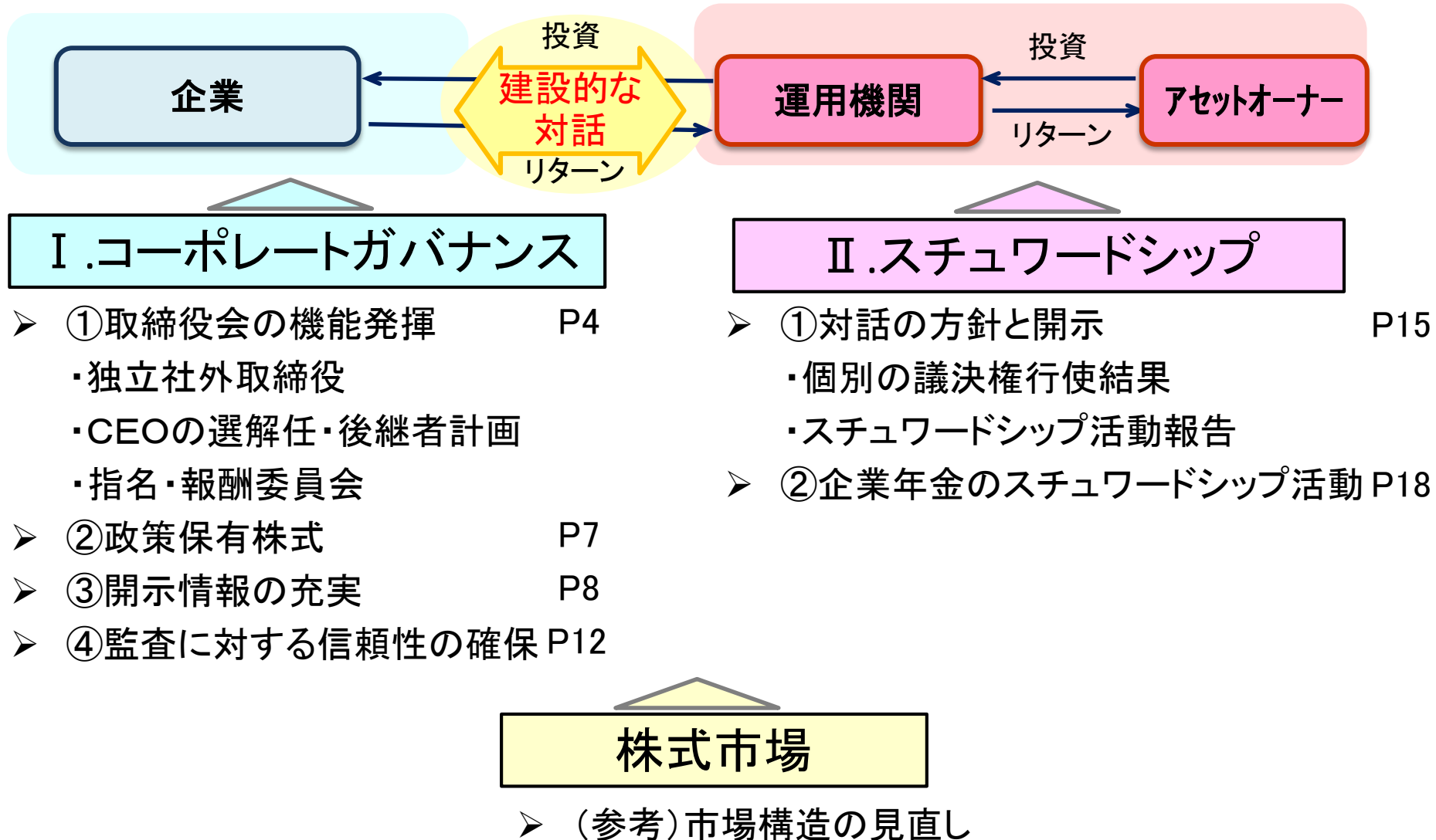


コーポレートガバナンス改革について

平成31年1月18日

金融庁企画市場局

目次

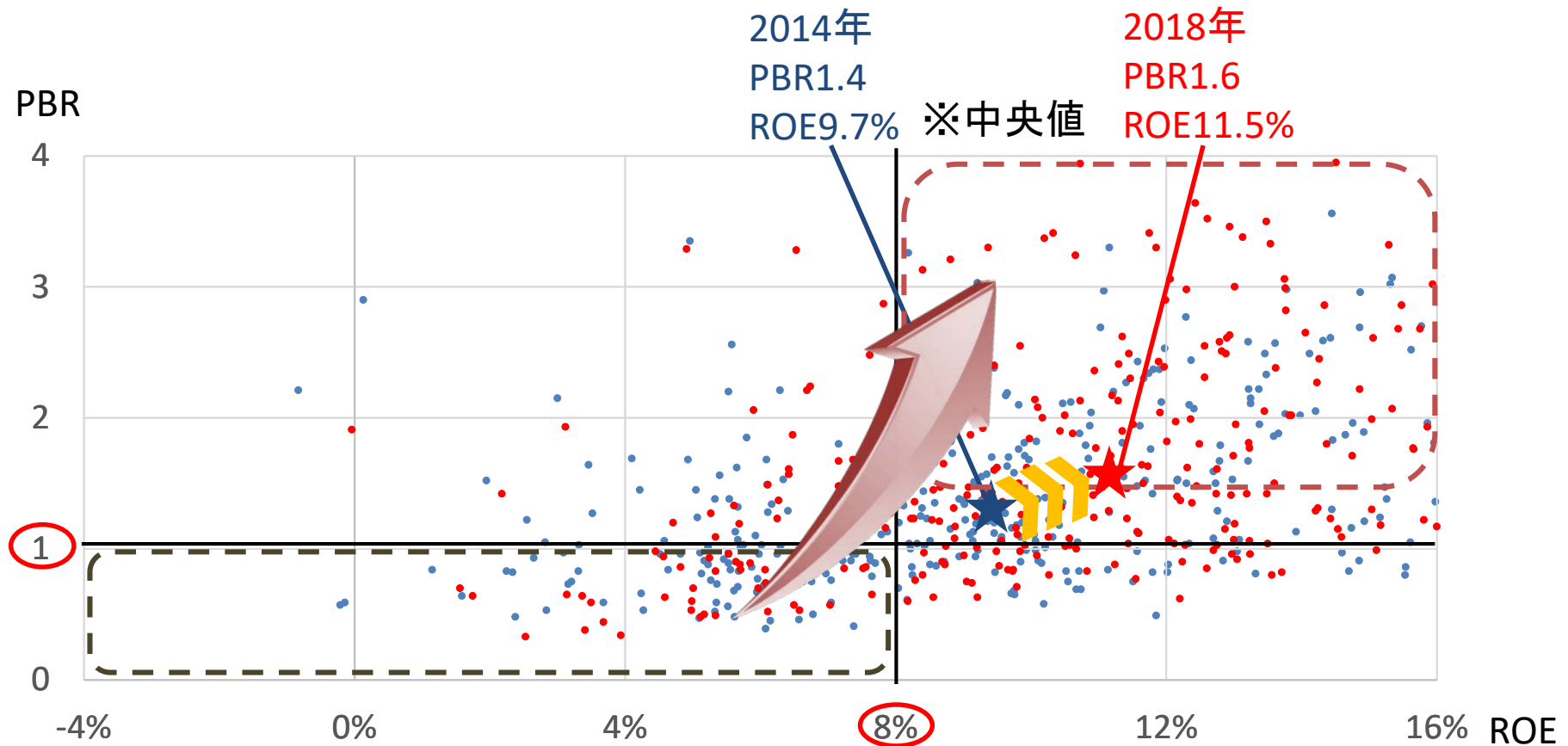


- ①取締役会の機能発揮 P4
 - ・独立社外取締役
 - ・CEOの選解任・後継者計画
 - ・指名・報酬委員会
- ②政策保有株式 P7
- ③開示情報の充実 P8
- ④監査に対する信頼性の確保 P12

- ①対話の方針と開示 P15
 - ・個別の議決権行使結果
 - ・スチュワードシップ活動報告
- ②企業年金のスチュワードシップ活動 P18

I : 株主価値向上・企業高成長の好循環

- 企業が持続的に成長していくため、コーポレートガバナンスの強化等によって生産性・収益性を向上させていくことが重要。
- コーポレートガバナンス改革の進展に伴って、企業のROEとPBRは全体として上昇。



I : コーポレートガバナンス・コードの改訂と「投資家と企業の対話ガイドライン」の策定

コーポレートガバナンス改革を巡る課題

コーポレートガバナンス・コード改訂と「投資家と企業の対話ガイドライン」策定のポイント (※)

1. 経営環境の変化に対応した経営判断

- 事業ポートフォリオの見直しなどの果敢な経営判断とそれに基づく方針の明確化
- 自社の資本コストの的確な把握

2. 投資戦略・財務管理の方針

- 戦略的・計画的な設備投資・研究開発投資・人材投資等の実施
- 手元資金の活用を含めた適切な財務管理の方針の策定・運用

3. (1) CEOの選解任

- 客観性・適時性・透明性あるCEOの選解任プロセスの確立（独立した指名委員会の活用等）

3. (2) 取締役会の機能発揮等

- 取締役会がその役割を適切に果たすための十分な知識・経験・能力とジェンダー・国際性などの多様性の確保

4. 政策保有株式

- 政策保有株式の保有目的や保有に伴う便益・リスクの検証と政策保有に関する方針の明確化

5. アセットオーナー

- 自社の企業年金に運用に関する資質を備えた人材を計画的に登用・配置するなどの母体企業としての取組み

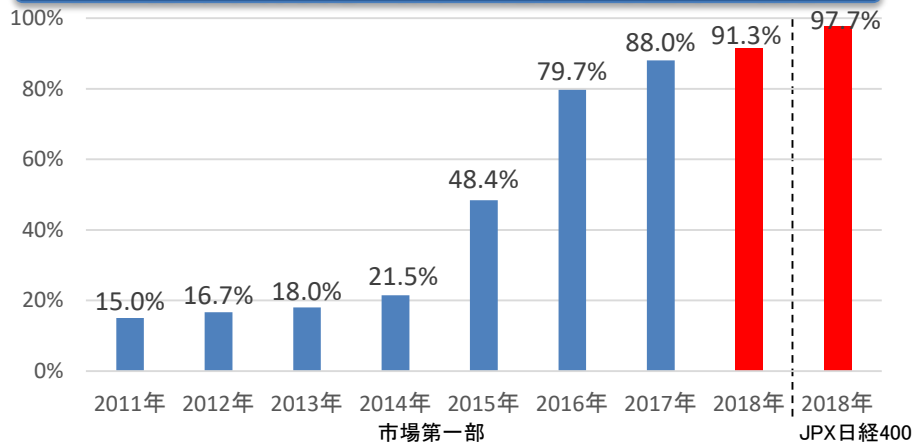
(※) これらの主なポイントについてコーポレートガバナンス・コードを改訂。

また、これらに関する機関投資家と企業との間の対話の実効性を高めるため「対話ガイドライン」を策定。

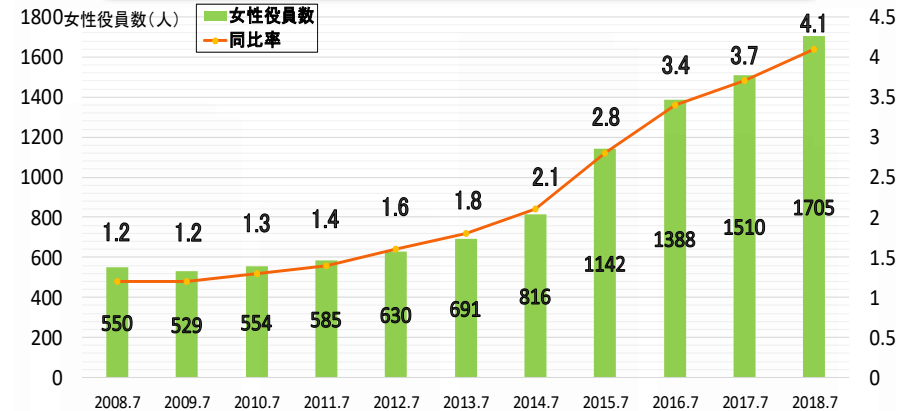
I-①取締役会の機能発揮：社外取締役・女性取締役

- 2名以上独立社外取締役を選任する企業は、東証一部上場企業の91%、JPX日経400対象企業の97%へと大幅に増加。
- 上場企業における女性役員の数人は1,700人超までに増加したものの、現在、上場企業における女性役員比率は4.1%に留まる。

独立社外取締役を2名以上選任する企業の推移



上場企業の女性役員数の推移

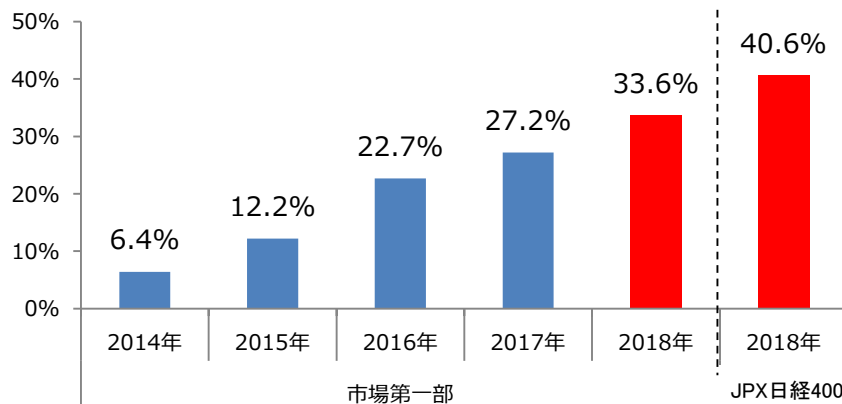


(出典) 東洋経済新報社「役員四季報」

(注)：調査時点は原則として各年7月31日現在。調査対象は、全上場企業。ジャスダック上場会社を含む。

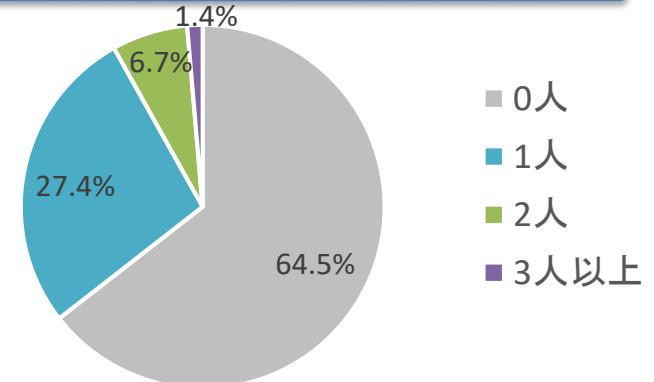
「役員」は、取締役、会計参与、監査役、指名委員会等設置会社の執行役。

独立社外取締役を1/3以上選任する企業の推移



(出典) 東京証券取引所

女性役員を登用する上場企業の割合



(出典) 平成30年7月5日時点のEDINETデータに基づく内閣府作成資料より金融庁作成。

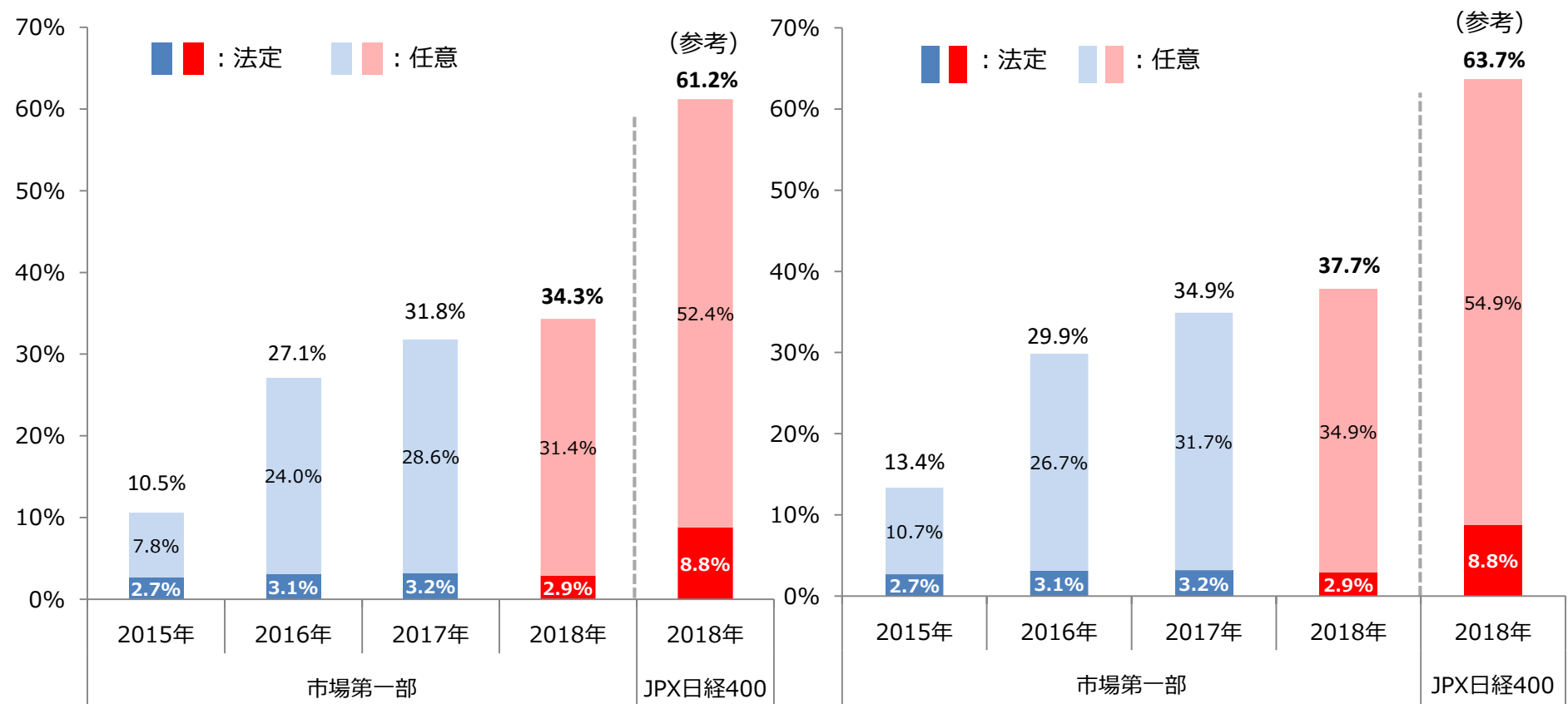
「役員」は、取締役、会計参与、監査役、指名委員会等設置会社の執行役。

I - ①取締役会の機能発揮：指名・報酬委員会の設置状況

□ 法定または任意の**指名委員会**や**報酬委員会**を設置する企業は緩やかに増加しているものの、東証一部上場企業全体では未だ3割程度に留まる。

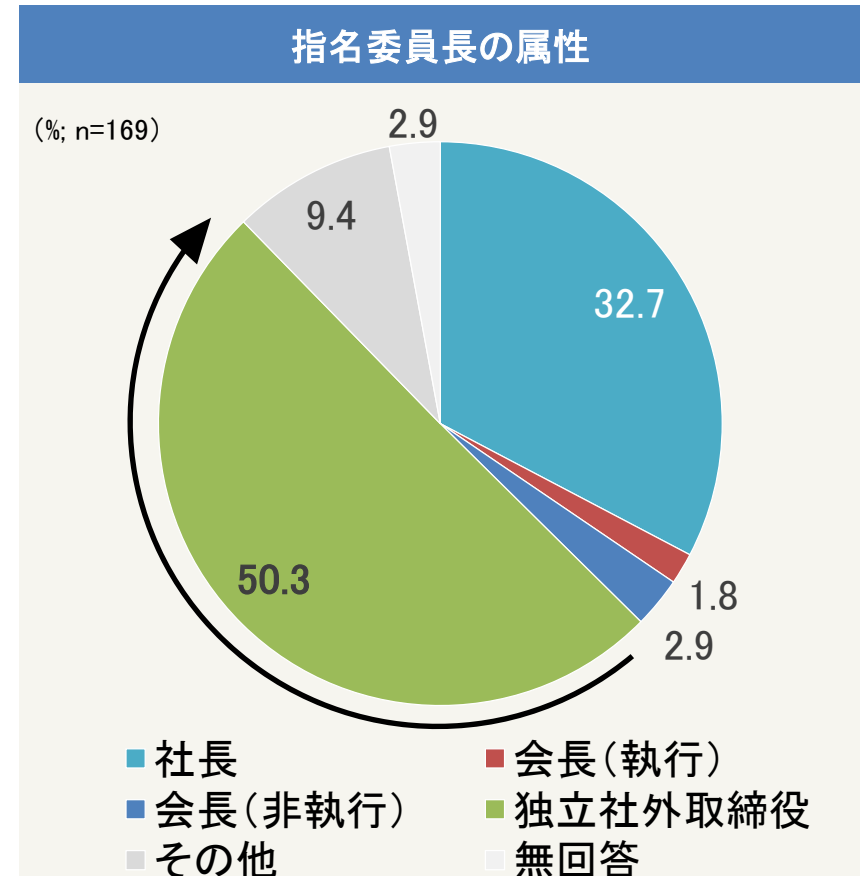
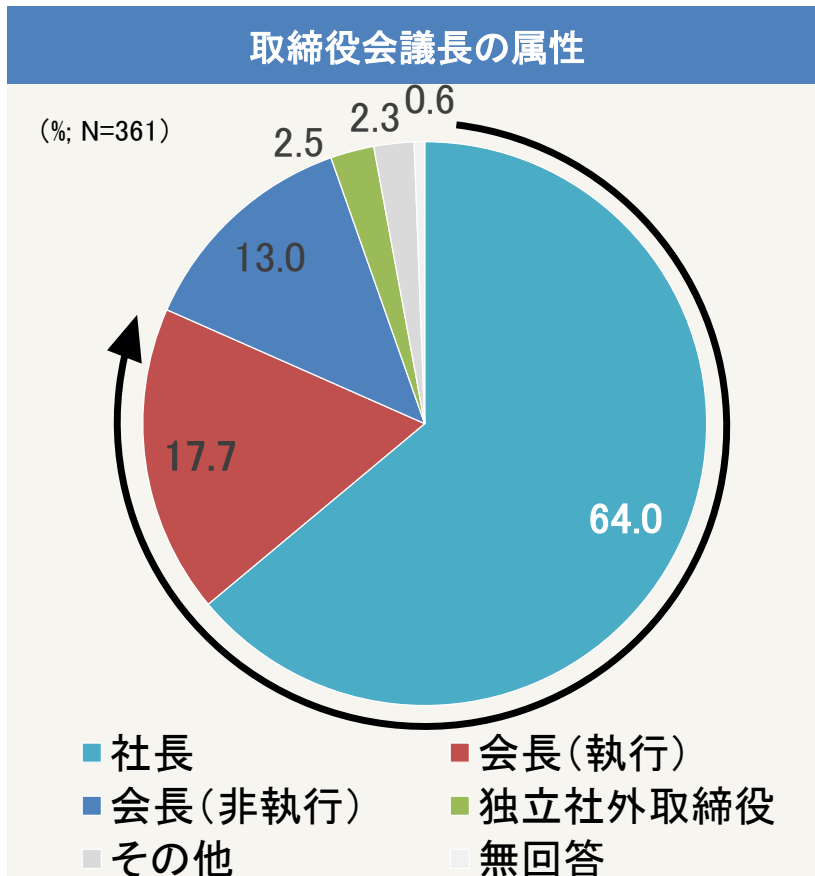
【指名委員会設置会社（市場第一部）の比率推移】

【報酬委員会設置会社（市場第一部）の比率推移】



I -①取締役会の機能発揮：取締役会議長・指名委員長の属性

□ 企業全体の8割以上で執行役会長または社長が取締役会議長を務める。一方、指名委員会を設置する企業の半数において独立社外取締役が指名委員長を務める。



I - ②政策保有株式：開示のイメージ

- 政策保有株式について、**有価証券報告書における開示内容の拡充**を促すため、内閣府令を改正し、2019年3月期より適用予定。
- 一部の議決権行使助言会社において、**政策保有銘柄企業出身の社外取締役及び社外監査役は独立性を有しない**とみなす動き。

開示府令改正前の開示状況

- 政策保有株式の銘柄数、B/S計上額の合計額
(非上場株式とそれ以外の株式を区分せず記載)
- 政策投資株式の個別銘柄(非上場株式以外)
(前事業年度)

銘柄	株式数	B/S計上額	保有目的
A	xxx,xxx	xxx,xxx
B	xxx,xxx	xxx,xxx
⋮			

30銘柄

(当事業年度)

銘柄	株式数	B/S計上額	保有目的
A	xxx,xxx	xxx,xxx
B	xxx,xxx	xxx,xxx
⋮			

30銘柄

- 純投資目的の株式のB/S計上額、受取配当金、売却損益、評価損益それぞれの合計額、保有目的を変更した銘柄の株式数、B/S計上額

開示府令改正後の開示イメージ(赤字:変更箇所)

- 純投資目的の投資株式とそれ以外の目的の投資株式(政策保有株式)の**区分の基準や考え方**
- 政策保有株式の**保有方針、保有の合理性を検証する方法**
- 政策保有株式の個別銘柄の**保有の適否に関する取締役会等における検証の内容**
- 政策保有株式の銘柄数、B/S計上額の合計額
(非上場株式とそれ以外の株式に区分して記載)
- 株式数が増加した銘柄数・取得価額の合計額・増加の理由、株式数が減少した銘柄数・売却価額の合計額**
- 政策投資株式の個別銘柄(非上場株式以外)

銘柄	(当事業年度) 株式数 B/S計上額	(前事業年度) 株式数 B/S計上額	保有目的・効果(※) 相手方の保有の有無 株式数増加の理由
A	xxx,xxx xxx,xxx	xxx,xxx xxx,xxx
B	xxx,xxx xxx,xxx	xxx,xxx xxx,xxx
⋮			

60銘柄

(※)戦略、事業内容及びセグメントと関連付け、定量的な効果(記載できない場合には、その旨と保有の合理性の検証方法)も含めてより具体的に記載。

- 純投資目的の株式の**銘柄数**、B/S計上額、受取配当金、売却損益、評価損益それぞれの合計額、保有目的を変更した銘柄の株式数、B/S計上額

I-③開示情報の充実:

金融審議会ディスクロージャーワーキング・グループ報告に基づく開示府令改正案 (2018年11月2日パブリックコメント開始、12月3日締切)

主な改正内容

I 「財務情報」及び「記述情報」の充実

- 経営方針・経営戦略等について、市場の状況、競争優位性、主要製品・サービス、顧客基盤等に関する経営者の認識の説明を求める
- 事業等のリスクについて、顕在化する可能性の程度や時期、リスクの事業へ与える影響の内容、リスクへの対応策の説明を求める
- 会計上の見積りや見積りに用いた仮定について、不確実性の内容やその変動により経営成績に生じる影響等に関する経営者の認識の記載を求める 等

II 建設的な対話の促進に向けたガバナンス情報の提供

- 役員の報酬について、報酬プログラムの説明(業績連動報酬に関する情報や役職ごとの方針等)、プログラムに基づく報酬実績等の記載を求める
- 政策保有株式について、保有の合理性の検証方法等について開示を求めるとともに、個別開示の対象となる銘柄数を現状の30銘柄から60銘柄に拡大する 等

III 情報の信頼性・適時性の確保に向けた取組み

- 監査役会等の活動状況(監査役会の開催頻度、主な検討事項、個々の監査役の出席状況等)、監査法人による継続監査期間等の開示を求める 等

適用時期

- ① 平成31年3月期から適用(上記「II 建設的な対話の促進に向けたガバナンス情報の提供」に記載の項目等)
- ② 平成32年3月期から適用(①以外)

I-③開示情報の充実:役員報酬に係る情報

金融審議会ディスクロージャーワーキング・グループ報告のポイント

【報酬プログラム】

- 報酬の決定・支給の方法やこれらに関する考え方を具体的に分かりやすく記載
 - ✓ 固定報酬、短期の業績連動報酬(賞与)、中長期の業績連動報酬(ストックオプション等)それぞれの算定方法
 - ✓ 固定報酬と短期・中長期の業績連動報酬の支給割合
 - ✓ 役職ごとの支給額についての考え方
 - ✓ 役員報酬の算定方法にKPI等の指標が関連付けられている場合には、その指標と指標の選定理由、業績連動報酬への反映方法
 - ✓ 報酬総額等を決議した株主総会の年月日等

【報酬実績】

- 実績が報酬プログラムを整合的か等を確認できるようにするため、以下を記載
 - ✓ 当期の報酬額に決定した理由、当期のKPIの目標値と実際の達成度
 - ✓ 固定報酬と業績連動報酬の支給割合の実績、役職ごとに支給された報酬の状況 等

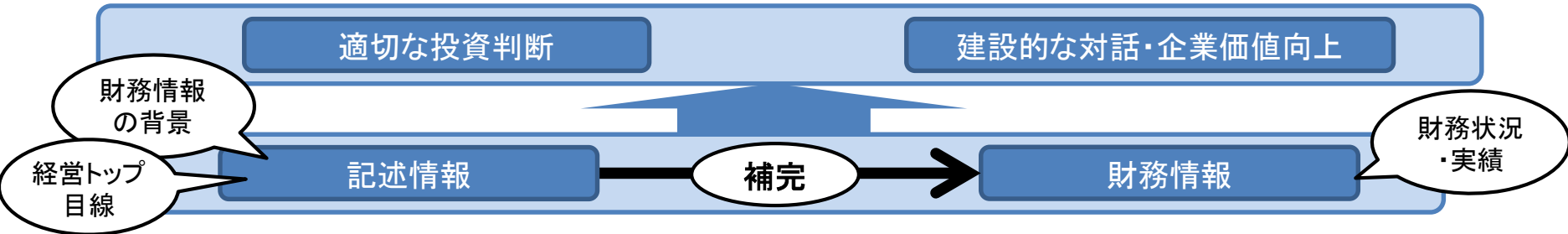
【報酬決定の枠組み】

- 報酬決定プロセスの客観性・透明性のチェックを可能とするため、以下を記載
 - ✓ 算定方法の決定権者、その権限や裁量の範囲
 - ✓ 報酬委員会がある場合にはその位置付け・構成メンバー
 - ✓ 取締役会・報酬委員会の報酬決定に関する具体的活動内容 等

I-③開示情報の充実:企業の記述情報の開示

企業の情報開示における記述情報の位置付け

経営戦略、経営者による経営成績等の分析(MD&A)、リスク情報等の記述情報は、財務情報を補完し、投資家による適切な投資判断を可能とする。また、投資家と企業との建設的な対話により、コーポレートガバナンスを促進させるとともに、企業の経営の質を高め、企業が持続的に企業価値を向上させる観点からも重要。



日本企業の経営者による経営成績等の分析(MD&A)の開示に対する指摘

- 経営戦略、経営環境等と関連付けた業績の説明・開示は、企業価値を評価・判断する上で不可欠。
- 一部の日本企業の開示について、経営者による経営環境等の説明や、セグメント情報が物足りない。

Rolls-Royce 社のセグメント別Business review (旅客機セグメント)

市場の分析 (Market review)

- 市場の動向
- ビジネスリスク
- 競合相手
- 事業機会

営業の分析 (Operational Review)

サブセグメントの前期比較、営業成績の増減要因・背景、売上構成(図表)、キャッシュ・フロー、資産等の説明、投資・ビジネスの展開、事業の見通し等。

日本企業の開示例(2017年3月期)

(売上高)

当連結会計年度における売上高は、為替相場の円高影響により、〇円(前期比〇円減、〇%減)となりました。仕向地別の内訳は、国内が〇円(前期比〇円減、〇%減)、海外が〇円(前期比〇円減、〇%減)となりました。また、製品別の販売実績では、〇の売上高は、出荷数の減少や為替の円高影響により、〇円(前期比〇円減、〇%減)となりました。

(営業利益)

営業利益は、〇円(前期比〇円減、〇%減)となりました。これは、コスト改善の成果を、為替の円高影響や、研究開発費等が上回ったことによるものです。

I -③開示情報の充実：記述情報の開示に関する原則(案)に関する主な論点

- 2018年6月の金融審議会ディスクロージャーワーキング・グループ報告を受け、記述情報についての**プリンシプルベースのガイダンス**の策定を検討。

経営目線の議論の適切な反映

- 取締役会や経営会議における経営方針・業績評価・経営リスクに関する議論のディスクロージャーへの適切な反映
- 経営トップによるディスクロージャーに関する基本方針の提示

重要性(マテリアリティ)

- 情報の重要性(マテリアリティ)の判断における業績に与える影響度及びその発生の蓋然性の考慮、並びに、重要性のディスクロージャーへの適切な反映

資本コスト等に関する議論の反映

- 取締役会や経営会議における、成長投資・手許資金・株主還元のあり方や資本コストに関する議論、並びに、それらを踏まえた今後の経営の方向性のディスクロージャーへの適切な反映

セグメント情報

- 経営上、事業ポートフォリオのあり方についての検討が求められている中、経営の目線を十分に踏まえた深度あるセグメント情報の開示

分かりやすさ

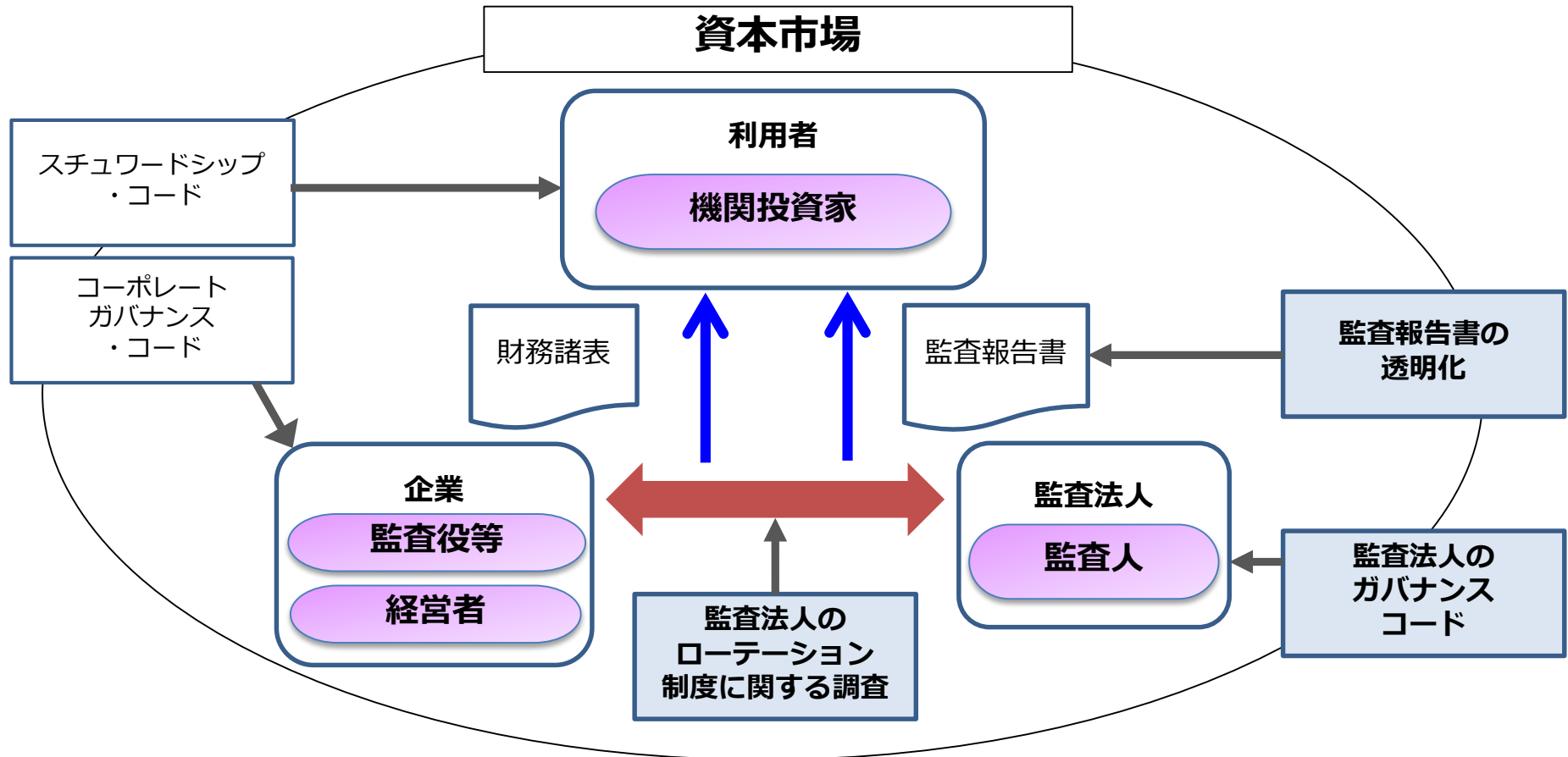
- より分かりやすい開示の実現に向けた、図表、グラフ、写真等の積極的な活用

(注) 決算説明資料や年次報告書などを作成している場合には、それらにおける図表、グラフ、写真等を法定開示書類に取り入れることも考えられる。その際には、重要な情報が必要かつ十分に開示されるよう配慮が必要。

I-④監査に対する信頼性の確保:「会計監査の信頼性確保」のための諸施策

□ 近年の不正会計事案の発生等を受け、「**会計監査の信頼性確保**」に向け、以下の施策を実施。

- ・ 「**監査法人のガバナンス・コード**」の策定(平成29年3月公表)
- ・ 「**監査報告書の透明化**」(平成30年7月監査基準改訂)
- ・ **監査法人のローテーション制度**に関する調査(平成29年7月に第一次調査報告を公表)



I -④監査に対する信頼性の確保: 監査報告書の透明化

- 現在の監査報告書は、財務諸表が適正と認められるか否かの表明(監査意見)以外の**監査人の見解の記載は限定的**。
- 海外では、監査報告書において、**監査人が着目した虚偽表示リスクなどを記載する**制度の導入が進んでいる。

⇒「会計監査の在り方に関する懇談会」において、我が国でも検討を進めるべきとされたことを踏まえ企業会計審議会において審議を行い、**監査基準を改訂**。
2021年3月期決算より適用開始
(**2020年3月期決算より早期適用可**)。

【参考】改訂後の監査報告書のイメージ

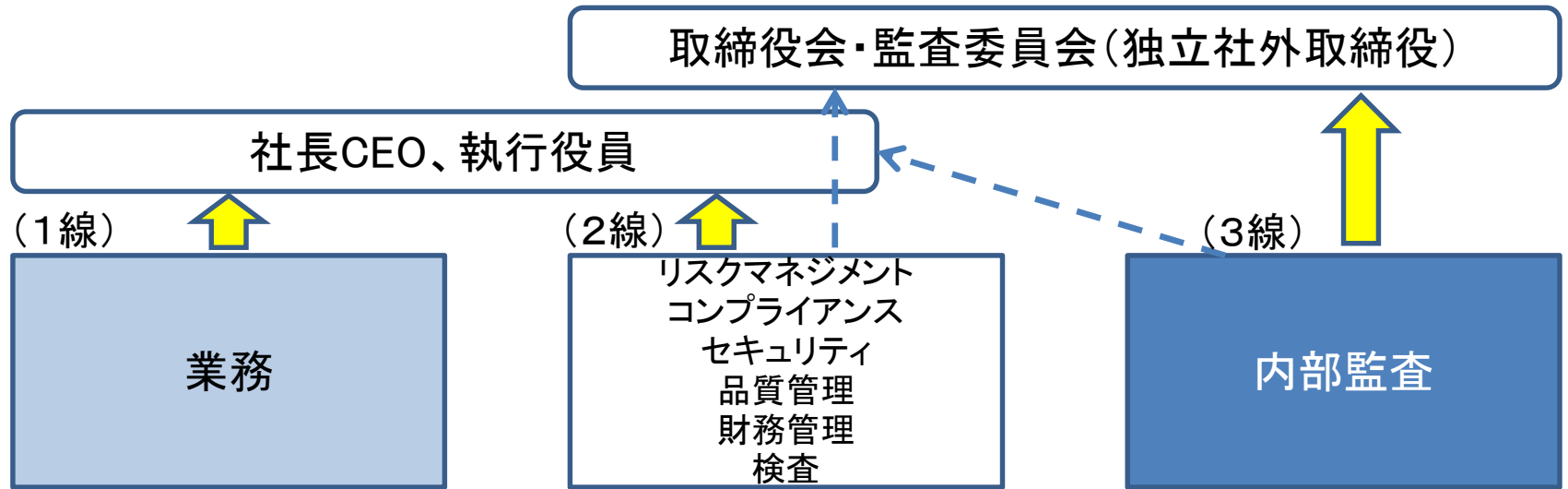
独立監査人の監査報告書	
〇〇株式会社 取締役会 御中	〇〇監査法人 指定社員 業務執行社員 公認会計士〇〇 印
監査意見 (略)	
意見の根拠 (略)	
監査上の主要な検討事項	
【例1】 固定資産の減損	
【例2】 のれんの評価	
監査人及び監査役及び監査役会の責任 (略)	
監査人の責任 (略)	
利害関係 (略)	
	以上

<海外の状況>

- ・英国: 金融危機等を受け導入(2012年より適用)。
- ・EU: 金融危機等を受けた一連の法定監査改革案(ローテーション制度等を含む)の一施策として、EU加盟国において導入(2016年より適用)。
- ・米国: 公開会社会計監督委員会(PCAOB)において新たな監査基準を公表し、証券取引委員会(SEC)による承認済(2019年6月より段階的に適用)。

I -④監査に対する信頼性の確保:内部監査

- 内部監査においては、第1線の業務部門、第2線管理部門、第3線の内部監査部門がそれぞれ独立して有効に機能する必要。
- 内部監査部門において、経営から独立した監督機関(モニタリングボード)を直接のレポートングラインとする企業は未だ少数。



(出所) 日本銀行金融機構局 金融高度化センター「金融機関のガバナンス改革」フォローアップ・セミナー資料(平成28年2月)

<内部監査報告書の宛名> (n=967、複数回答可)

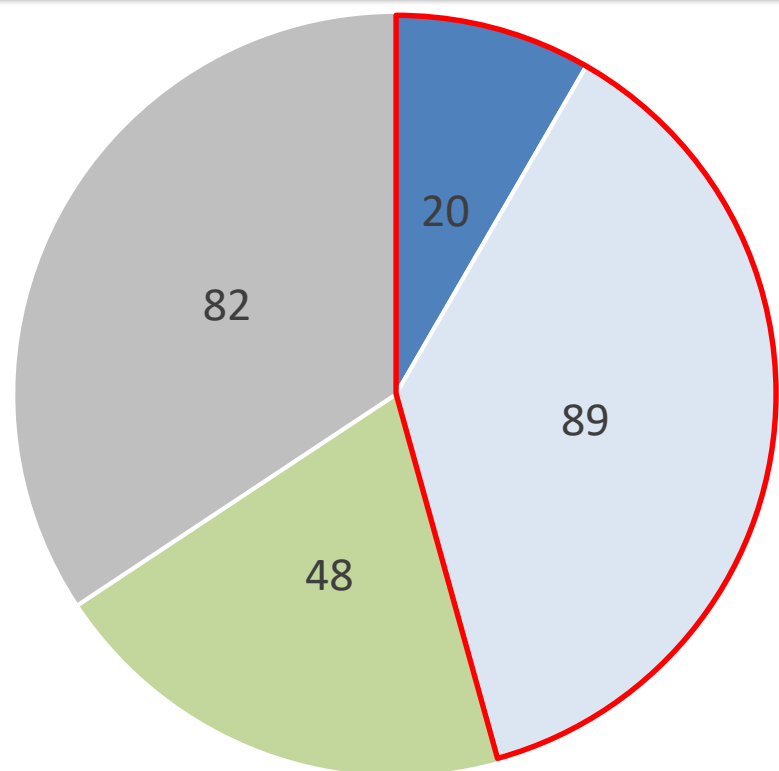
	社長(会長等含む)	常務会・経営会議	内部監査担当役員	内部監査担当役員以外の役員	取締役会	監査委員会又は監査等委員会	監査役(会)	被監査部門担当役員・部門長	その他
該当社数	779	70	151	84	104	88	245	432	31
比率(%)	80.6	7.2	15.6	8.7	10.8	9.1	25.3	44.7	3.2

(出所) 第19回監査総合実態調査(日本内部監査協会)

Ⅱ-①対話の方針と開示：個別の議決権行使結果の公表に係る状況

□ ほぼ全ての国内大手運用機関を含む100を超える機関投資家が個別の議決権行使結果を公表。一部の機関においては**反対の理由も公表**。

議決権行使結果の公表状況



■ 個別(理由有り) ■ 個別(理由無し)
■ 集計 ■ 無し・不明

運用機関X社

a社	7	取締役の選解任	反対	独立性基準
	8	取締役の選解任	反対	独立性基準
	9	取締役の選解任	賛成	
	10	取締役の選解任	賛成	
b社	1	監査役の選解任	反対	独立性基準
		役員報酬	反対	対象者基準
		剰余金の処分	賛成	
		定款に関する議案	賛成	
c社	1	取締役の選解任	反対	社外取締役人数基準
	2	取締役の選解任	反対	社外取締役人数基準
	3	取締役の選解任	反対	社外取締役人数基準
	4	取締役の選解任	反対	社外取締役人数基準
	5	取締役の選解任	反対	社外取締役人数基準
	6	取締役の選解任	反対	社外取締役人数基準
d社	1	監査役の選解任	賛成	
	1	取締役の選解任	反対	業績基準
	2	取締役の選解任	反対	業績基準
	3	取締役の選解任	反対	業績基準

判断理由

運用機関Y社

e社	3.10	取締役の選解任	反対	相互選任の関係に該当し、ガバナンス機能の低下を招くリスクを有すると判断したため
	3.11	取締役の選解任	賛成	
	3.12	取締役の選解任	賛成	
	3.13	取締役の選解任	賛成	
	3.14	取締役の選解任	賛成	
	4	監査役の選解任	賛成	
f社	5	株式報酬(役員報酬)	賛成	
	1	剰余金の処分	賛成	
	2	定款に関する議案	賛成	
	3.1	取締役の選解任	反対	支配株主が存在する中、高い独立性を有する社外取締役が不在の取締役会構成となっており、ガバナンス機能の改善余地が大きいと判断したため
	3.2	取締役の選解任	賛成	
	3.3	取締役の選解任	賛成	
	3.4	取締役の選解任	賛成	
	3.5	取締役の選解任	賛成	
	3.6	取締役の選解任	反対	取締役会出席率が低く、十分な機能発揮が難しいと判断したため
	3.7	取締役の選解任	賛成	
3.8	取締役の選解任	賛成		
4	監査役の選解任	反対	社外監査役候補者の独立性に懸念ありと判断したため	

具体的な記載

Ⅱ-①対話の方針と開示：機関投資家によるスチュワードシップ活動状況の公表

□ スチュワードシップ活動状況については、機関投資家ごとに記載内容の差異が大きい。対話のテーマや結果を含む事例等を詳細に記載している機関がある一方で、必ずしも内容が具体的でないものや、活動状況の公表そのものを行っていない場合も少なくない。

海外運用機関A社

対話を実施した社数・件数

対話を実施したテーマ

対話を実施した社名

対話を踏まえた議決権行使の事例

Company	Country	Resolutions	Vote	Text
Softbank	Japan	<ul style="list-style-type: none"> Independence Auditors' compensation 	<ul style="list-style-type: none"> then 	<p>We dialogued with the Chairman on many sensitive governance issues, notably their independence criteria for Directors and external auditors, but also the requirements of their compensation policy.</p> <p>The company's willingness to move towards meeting our main voting policy criteria led us to vote for all of the resolutions.</p>
Credit Suisse	Switzerland	<ul style="list-style-type: none"> Binding approval of compensation elements Compensation policy (advisory) 	<ul style="list-style-type: none"> then 	<p>After having dialogued with the company on our questions in terms of transparency and standards for fixed and variable remuneration, a public statement by the Chairman responding in part to our wishes led us to vote for the "binding" resolutions.</p> <p>On the other hand, we maintained our opposition to the resolution (merely advisory) on the overall compensation policy.</p>
Continental AG	Germany	<ul style="list-style-type: none"> Compensation policy 	<ul style="list-style-type: none"> then 	<p>After having accepted the compensation policy in 2014 following dialogue with the company, an amendment in 2017 increased the remuneration potential without any explanation, notwithstanding our previous comments. Despite further dialogue, we finally reacted this change, along with around 20% of the shareholders who spoke at the General Meeting.</p>
Mitsubishi Heavy Industries Group	Japan	<ul style="list-style-type: none"> Independence Directors' attendance rate Remuneration report 	<ul style="list-style-type: none"> then 	<p>Our dialogue addressed an improvement in the Board's rate of independence, but also greater transparency in terms of director attendance and variable compensation components.</p> <p>After sharing our views, we approved all the proposals tabled at the General Meeting.</p>

国内運用機関B社

対話の体制

対話の分析

対話の事例(業種・テーマ・結果)

自己評価

国内運用機関C社

スチュワードシップ活動に関する当社の体制・取組の評価について

当社は、受託者責任を果たすため、議決権(当社が裁量権を有する場合、以下同様)を保有している企業に対し、当社の「議決権行使の考え方」に基づき適切に議決権を行使することにより、当該企業の企業価値の向上や持続的成長への寄与を図っております。

今回、スチュワードシップ活動を行うにあたり当社の体制や自らの取組の評価を実施し、現時点において、当社対応方針に従いスチュワードシップ活動を行っており、当社の体制、取組については適切なものと考えております。

当社は引き続き、議決権行使を中心としたスチュワードシップ活動に取組んでまいります。

Ⅱ-①対話の方針と開示:

「スチュワードシップ・コードの受入れを表明した機関投資家のリスト」公表項目の拡充

- 運用機関によるスチュワードシップ活動の公表状況を可視化するため、「スチュワードシップ・コードの受入れを表明した機関投資家のリスト」の項目を以下のとおり追加し、金融庁ウェブサイトにおいて公表(昨年12月)。

機関投資家名	法人番号	「受入れ表明」を行ったウェブサイトのアドレス(URL)	「コードの各原則に基づく公表項目」の公表を行ったウェブサイトのアドレス(URL)	(注1) 更新状況	(注2) 議決権行使結果		(注3) スチュワードシップ活動報告	ウェブサイトのアドレス(URL)
					理由			
(例)FSAアセットマネジメント	6000012010023	https://www.fsa.go.jp	https://www.fsa.go.jp	○	△		○	https://www.fsa.go.jp

現行の公表項目

※年金基金等については現行の公表項目に限る。

(注1) 金融庁に対して、コード改訂に伴う更新を行った旨の連絡があった機関に「○」を付している(従来の公表項目が改訂版コードにも対応しているとして更新を行わなかった旨の連絡があった機関を含む)。

(注2) 個別の議決権行使結果を公表している機関に「○」を、集計結果のみを公表している機関に「△」を付している。更に前者において、会社提案へ反対した際の判断理由を個別の議案毎に公表している場合は「理由」欄にも「○」を付している。

(注3) スチュワードシップ活動の報告や自己評価等を公表している機関に「○」を付している。

Ⅱ-②企業年金のステュワードシップ活動:アセットオーナーとしての機能発揮

- インベストメント・チェーンの機能発揮を促していくためには、最終受益者の最も近くに位置し、企業との対話の直接の相手方となる運用機関に対して働きかけやモニタリングを行っているアセットオーナーの役割が極めて重要。

ステュワードシップ・コード
(機関投資家の行動原則)

コーポレートガバナンス・
コード(企業の行動原則)

運用機関

(信託銀行
投資運用会社等)

働きかけ・
モニタリング

建設的な
対話

投資 リターン

リターン 投資

従業員
(年金受給者)

資金
リターン

企業年金
(アセットオーナー)

人事・運営面でのサポート

母体企業

改訂コーポレートガバナンス・コード原則2-6

自社の企業年金に運用に関する資質を備えた人材を計画的に登用・配置するなどの母体企業としての取組み

(参考) 主な年金の国内株式運用額

[単位: 兆円]

主な公的年金小計	54.2	全て コード 受入れ 済
GPIF	40.7	
地方公務員共済組合連合会	6.3	
全国市町村共済組合連合会	2.9	
国家公務員共済組合連合会	1.5	
公立学校共済組合	1.1	
日本私立学校振興・共済事業団	0.9	
警察共済組合	0.3	
東京都職員共済組合	0.1	
企業年金連合会	1.7	
企業年金小計	8.0	14基金 のみ受 入れ
厚生年金基金[総数110]	2.1	
確定給付企業年金 [基金型705、規約型12,873]	5.9	

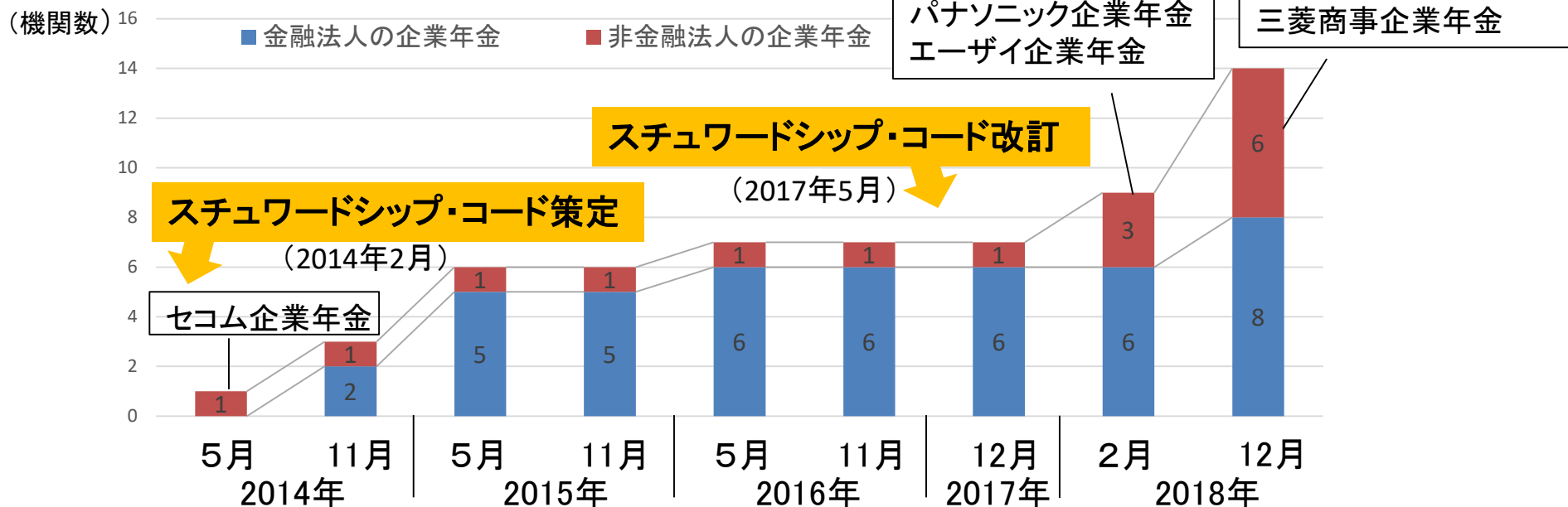
(出所) 公的年金の運用額: 格付投資情報センター「年金情報」(2018年3月末時点)

企業年金連合会及び企業年金の運用額: 厚生労働省・企業年金連合会「ステュワードシップ検討会の論点整理」(2016年3月末時点)

Ⅱ-②企業年金のステュワードシップ活動:ステュワードシップ・コードの受入れ状況

□ ステュワードシップ・コードを受け入れている239の機関投資家のうち、**企業年金は14基金** (昨年、新たに7基金が受入れを表明)。

<企業年金による受入れ>



エヌ・ティ・ティ企業年金
全国建設企業年金
三菱商事企業年金

パナソニック企業年金
エーザイ企業年金

Eisai エーザイ企業年金基金

パナソニック企業年金基金

マイナンバーの取扱いについて 個人情報取扱いについて
連絡先 〒571-0055 大阪府門真市中西1-19
TEL 06-6907-4316 FAX 06-6907-4819
TEL 06-6907-1160(旧三洋電機企業年金基金課)

「責任ある機関投資家」の諸原則《日本版ステュワードシップ・コード》の受入れ

エーザイ企業年金基金

当基金は、「資産保有者としての機関投資家」（以下「アセットオーナー」という）として、「日本版ステュワードシップ・コード」の受入れを表明します。
当基金は、資金の運用を委託する運用機関（以下「運用受託機関」という）に対して、投資先企業との「目的を持った対話（エンゲージメント）」を通じて、当該企業の企業価値の向上や持続的な成長を促すことによって、当基金の中長期的な投資リターンを拡大を図ることを求めます。

TOP > ステュワードシップ・コードの受入について

2018年2月

パナソニック企業年金基金
トップページ

- ▶ 企業年金基金の沿革
- ▶ 企業年金制度の説明
- ▶ 企業年金の受給について
- ▶ 届出中の年金について
- ▶ 海外居住者について
- ▶ 企業年金の税金について
- ▶ 各種のお手続きについて
- ▶ 年金受給権者のご家族様へ

ステュワードシップ・コードの受入について

1.ステュワードシップ・コードの受入について

当基金は、責任ある機関投資家として適切にステュワードシップ責任を果たすため、「責任ある機関投資家」の諸原則《日本版ステュワードシップ・コード》(以下、「本コード」という。)の内容を踏まえ、2018年2月、その趣旨に賛同しこれを受け入れることを表明しました。

当基金はパナソニックグループの一員として、「企業は社会の公器」との理念のもと、その社会的責任を自覚し職務の遂行を行なっています。また「お客様第一」に徹し、受給者の皆様からの信任に応えるよう、責任ある機関投資家としてステュワードシップ責任を果たしてまいります。

当基金は、自ら直接には日本株式の運用を行わず運用機関を通じて株式の保有を行なっていることから、アセットオーナーとして、当該日本株式を運用する運用機関に対しステュワードシップ活動を求めるとともに、委託先運用機関が実施するステュワードシップ活動に対する評価やモニタリングを行うことにより、ステュワードシップ活動が実効的なものになるように取り組んでまいります。

Ⅱ-②企業年金のステュワードシップ活動:経団連の要請(2018年12月25日)

一般社団法人日本経済団体連合会
常務理事 井上 隆

企業年金のステュワードシップ活動に関するお願い

ご高承の通り、経団連では Society 5.0 の実現を通じた SDGs の達成を掲げて活動を展開しているところです。Society 5.0 の実現に向けてイノベーションを活性化するためには、投資先としての日本企業の魅力をさらに高め、世界からわが国の資本市場に資金を呼び込むことがきわめて重要であり、実効あるコーポレート・ガバナンスの実現に向けた取組を推進していく必要があります。会員企業の皆様におかれましても、自社の状況を踏まえ、望ましいコーポレート・ガバナンスの確立に向けた取組を着実に進めていただいていることと存じます。

コーポレート・ガバナンスを真に実効あるものとするためには、発行体企業の取り組みに加え、機関投資家の取組も不可欠です。機関投資家には、投資先企業やその事業環境等への深い理解に基づく建設的なエンゲージメントなどを通じて、当該企業の企業価値の向上を促すことが求められます。

こうした中、最終受益者の最も近くに位置し、企業との対話の直接の相手方となる運用機関に対して働きかけやモニタリングを行っているアセットオーナーの役割がきわめて重要であるとの観点から、政府は、昨年5月29日に日本版ステュワードシップ・コードを改訂し、アセットオーナーの役割を一層明確化しました。また、本年6月1日のコーポレートガバナンス・コードの改訂においては、企業年金のアセットオーナーとしての機能発揮のため、母体企業による人事・運営面における取組が求められることとなりました。

企業年金によるステュワードシップ活動の強化は、わが国企業全体のコーポレート・ガバナンスの充実に資するのみならず、従業員の安定的な資産形成や企業自らの財政状態にも好影響を与えるものと考えられます。こうした観点から経団連としても、企業年金においてステュワードシップ・コードの受入れが広がり、実効的なステュワードシップ活動が進められていくことを期待しているところです。

会員企業の皆様におかれては、自社の企業年金に関して既に様々な取組を進められているところと存じますが、ステュワードシップ・コードの受入れを含め、企業年金のステュワードシップ活動の強化について引き続きご尽力いただきますようお願い申し上げます。